

平成27年度
年金委員・健康保険委員研修資料
「知っておきたい健康保険のポイント」



全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ

目次

- 1.健康保険証について(4～6ページ)
- 2.交通事故について(7～9ページ)
- 3.出産に関する健康保険の給付について(10～19ページ)
- 4.健康保険の給付に関わるよくある相談Q & A(20～23ページ)
- 5.退職後の健康保険について(24～28ページ)
- 6.今後の制度改正について(29ページ)

健康保険のポイント 事前演習

次の問いに○×でご回答ください。

- 問題1. 扶養家族が海外で出産した場合でも、出産一時金が支給される。 ()
- 問題2. 死産の場合は、出産一時金が支給されない。 ()
- 問題3. 第一子の育休中に第二子を出産した場合は、出産手当金は支給されない。 ()
- 問題4. 高校生がアルバイト先で、ケガをした場合は、労災保険が適用されない。 ()
- 問題5. 眼鏡が健康保険の対象となる場合がある。 ()
- 問題6. 平成26年5月に出産したが、一年以上経過しているので、出産一時金は請求できない。 ()

1.健康保険証について

◇保険証再交付

《手続き》

①事業所を通じて再交付申請書を提出する。

②保険証を紛失したことを警察署に届ける。

現在、保険証にはクレジットカードのように、利用を停止できるような犯罪防止機能はありません。まずは、最寄りの警察署にすぐに届ける必要があります。

《お届けまでの所要日数》

受付から2営業日後の発送です。

申請書提出前にチェック

★再交付対象者を記入していますか？

★事業主印を押印されましたか？

◇保険証に関するよくある相談（その1）

Q.「保険証の再交付申請中です。病院に行きたいのですが、保険証が届くまでは、どうすれば良いですか？」

A. 治療代のお支払い・清算については、治療を受けた病院にご相談ください。お支払い・清算の方法については、次の2つのケースに分かれます。

1. 原則としては、病院で全額負担で支払った後で、協会けんぽに保険負担分を払い戻しの請求をする。
2. 病院で全額負担した後、保険証を持って行き、病院から保険負担分を返金してもらう。但し、病院が了承してくれる場合に限る。

◇保険証に関するよくある相談（その2）

Q.「保険証を紛失してしまった。身に覚えのないお金の請求が来たらどうすれば良いですか？」

A. もし、身に覚えのないお金の請求があった場合は、警察に相談しましょう。
あなたと金融機関等との間に契約が締結されたわけではないので、請求に応じて支払う必要はありません。

本人申告制度について

身分証明書の紛失や盗難に遭ったことなどの情報を個人情報情報機関に登録することで当該機関の加盟会社が融資の際に、審査をより慎重に行うことができるようにする制度です。

※本人申告情報を登録するには手数料がかかります。

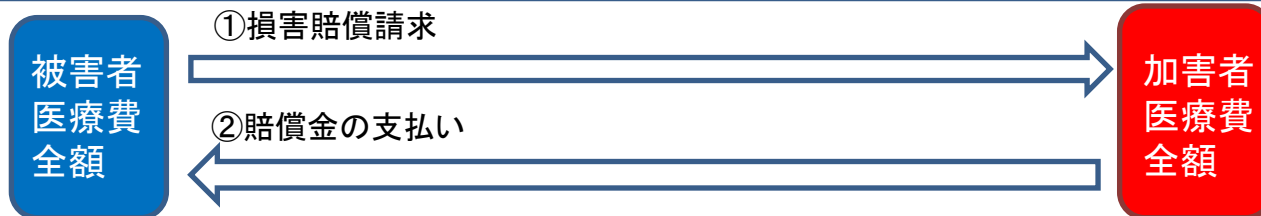
代表的な個人情報情報機関

- ・株式会社 シー・アイ・シー(クレジット系)
- ・全国銀行個人情報センター(銀行系)
- ・株式会社 日本信用情報機構(消費者金融系)

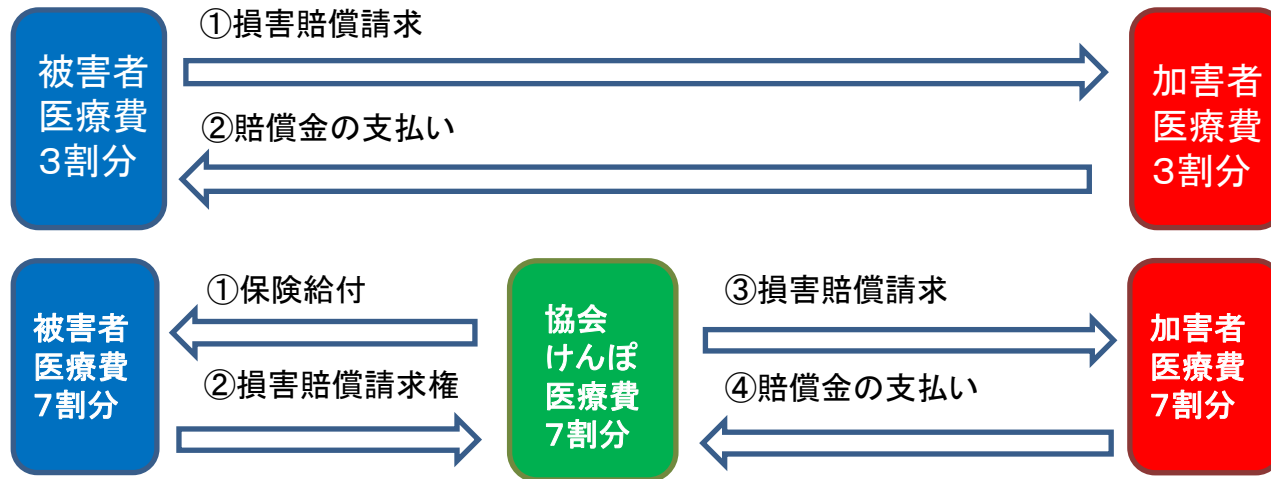
2. 交通事故について

◇交通事故で他人からケガをさせられた場合でも、保険証を使って治療ができます。
その場合、「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要になります。

①保険証を使わずに治療を受けた場合：被害者が加害者（または保険会社）に医療費を請求



②保険証を使って治療を受けた場合：協会けんぽが加害者（または保険会社）に医療費の7割分を請求



第三者等の行為による傷病届提出

- ・相手方
- ・事故の状況
- ・任意保険の加入状況等を記載
- ・交通事故証明を添付

◇協会けんぽから加害者への損害賠償請求の例

《事例》

被保険者が扶養している子供が、猛スピードで自転車で走っていたところ、お年寄りと衝突して大ケガを負わせて、治療費が1,000万円かかった。

保険証を使用して治療を受け、3割負担分の300万円を病院に支払った。

(加害者に過失があり、過失割合が「10対0」の場合)

①被害者から加害者に300万円の損害賠償請求を行う。

②協会けんぽは、保険診療分の700万円を病院に支払うが、加害者に対して、700万円の損害賠償請求を行う。

※任意の損害保険に加入していれば、保険会社に700万円の損害賠償請求を行います。任意保険に加入していないと、加害者個人に700万円の損害賠償請求を行うことになります。

◇交通事故に関するよくある相談

Q.「交通事故に遭い、相手方が任意で加入している保険から休業補償が支給された。傷病手当金は支給されますか？」

A. 支給されません。

相手方の保険から休業補償を受けた場合は、傷病手当金は支給されません。

ただし、相手方に過失がない場合など、相手方から休業補償を受けることができない場合は、健康保険の傷病手当金が支給されます。

3.出産に関する健康保険の給付について

◇出産に関する社会保険の主な手続き一覧

手続きの発生原因	申請の内容	届出種別	申請先
妊娠に関わる 病気と診断され 仕事を休んだ時	給与の3分の2を補償	傷病手当金	協会けんぽ
産休取得により 仕事を休んだとき	産前42日から 産後56日までの 給与の3分の2を補償	出産手当金	協会けんぽ
産休を 取得したとき	産休中の 保険料免除	産前産後休業取得者 申出書	年金事務所
出産したとき	出産に伴う 一時金の支給	出産育児一時金	協会けんぽ
出産したとき	生まれた子供の 保険証の申請	健康保険被扶養者 異動届	年金事務所
育児休業を 取得したとき	育休中の 保険料免除	育児休業等 取得者申出書	年金事務所
育児休業を 取得したとき	育児休業中の 給付金を支給	育児休業給付金 支給申請	ハローワーク

◇出産育児一時金

被保険者や被扶養者が出産したときは、**出産育児一時金が支給**されます。

支給される金額

1児につき420,000円（多胎の場合は人数分）

産科医療補償制度に未加入の医療機関等が出産した場合や、妊娠週数が22週未満で出産した場合は404,000円が支給されます。

産科医療補償制度とは？

出産に関連して発症した脳性麻痺の子およびその家族の経済的負担を補償する制度です。

健康保険の「出産」とは？

妊娠4か月（85日）以上で、早産、死産、流産、人工中絶も含まれます。

◇出産育児一時金

次の2通りがあります

①直接支払制度を利用したとき

直接支払制度とは？

協会けんぽが医療機関等に出産育児一時金を直接支払う制度です。

窓口での支払いが出産育児一時金を超えた金額だけで済み、事前にまとめた出産費用を用意する必要がありません。

出産費用が出産育児一時金より少なかった場合

「出産育児一時金内払金支払依頼書」に、直接支払制度を利用する旨の医療機関との合意文書のコピー、出産費用の領収明細書のコピーを添付して提出してください。

(例) 出産費用が40万円

出産育児一時金 42万円 - 出産費用 40万円 = 2万円

後日、
協会けんぽ
から支給

出産費用が出産育児一時金より多かった場合

窓口で、出産育児一時金を超えた分を支払ってください。協会けんぽへの手続きは不要です。

②直接支払制度を利用しなかったとき

「出産育児一時金支給申請書」に、医師・助産師または市町村長による出産証明を受け、直接支払制度を利用しない旨の医療機関との合意文書のコピー、出産費用の領収明細書のコピーを添付して提出してください。

■①・②とも、申請書を受付後、約2週間程度で振込みます。

ただし、不備等があるとお時間をいただく場合があります。

◇出産手当金

出産のために仕事を休み、給料が受けられないときは、**出産手当金が支給**されます。

支給される金額

1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額

※給料が支給されていても、その額が出産手当金より少ないときは、差額分が支給されます。

支給される期間

出産日（予定日より遅れた場合は予定日）以前42日（多胎は98日）から出産日後56日の期間

出産日は産前期間に入ります。出産予定日より出産が遅れた場合は、遅れた日数分も支給されます。

出産手当金支給申請書を提出

●申請書に「申請期間を含む賃金計算期間の勤務状況と給料の支払いに関する事業主の証明」と「医師・助産師による出産の証明」を受けてください。

●初回申請時には、申請期間を含む賃金計算期間とその前1か月分の出勤簿（タイムカード）・賃金台帳のコピーを添付してください。

※役員等で出勤簿や賃金台帳がない場合は、役員報酬を支給しないこととする役員会議の議事録のコピーを添付してください。

■申請書を受付後、約2週間程度で振込みます。ただし、不備等があるとお時間をいただく場合があります。

◇出産に関するよくある相談（その1）

Q.「妻が海外で出産した場合でも出産一時金は支給されますか？」

A. 支給されます。

ただし、日本国内で出産した場合と相違点がありますので、注意が必要です。

- 1.産科医療補償制度がありませんので、支給額は404,000円です。
- 2.出産した国が発行する出産証明書とその翻訳文が必要です。
- 3.領収書は必要ありません。

◇出産に関するよくある相談（その2）

Q.「死産の場合でも出産一時金は支給されますか？」

A. 妊娠4カ月（85日）以上の出産であれば、支給されます。
死産・流産の場合も支給されます。また、人工妊娠中絶でも
支給されます。

◇出産に関するよくある相談（その3）

Q.「2回目の出産手当金を申請する場合、また医師の証明は
必要ですか？」

A. 1回目の申請時に、出産予定日と出産日の証明を受けていれば、
2回目の出産手当金の申請時には、医師の証明は不要です。

◇出産に関するよくある相談（その4）

Q.「妊娠が原因で、体調不良となり仕事を休んだ場合、傷病手当金は支給されますか？」

A. 医療機関で、切迫流産・切迫早産・妊娠悪阻など、保険治療の対象となる病状と診断され、医療機関から労務不能の証明が受けられる場合は、傷病手当金の支給対象となります。

◇出産に関するよくある相談（その5）

Q.「第一子の育休中に第二子を出産した。ずっと休んでいるのに出産手当金は支給されますか？」

A. 支給されます。育児休業中・介護休業中を問わず、出産手当金は支給対象となります。

一方、産休期間は育児休業期間ではないので、育児休業給付金は、支給対象となりません。

◇出産に関するよくある相談（その6）

Q.「出産手当金（傷病手当金）の事業主記入欄の記載方法を教えてください？」

A. 大変多くの問い合わせがありますので、記載例を掲載しております。記載する際に参考にしてください。
その前に、よくある不備の記載例を掲載しています。
3か所不備がありますので、探してみてください。

◆「事業主記入欄に不備が三か所あります。探してみてください。」

平成27年8月22日～9月25日までを申請する場合

被保険者氏名		健保 太郎																																				
勤務状況【出勤は○】で、【有給は△】で、【公休は公】で、【欠勤は／】でそれぞれ表示してください。																																	出勤	有給				
平成	27	年	8	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	日	日
平成	27	年	9	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	日	日
平成		年		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	日	日

上記の期間に対して、 賃金を支給しました(します)か？	☒ はい ☐ いいえ	給与の種類	☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 日給月給	☐ 時間給 ☐ 歩合給 ☐ その他	賃金計算	締　　日	20	
						支　払　日	☒ 当月 ☐ 翌月	25

上記の期間を含む賃金計算期間の賃金支給状況をご記入ください。

支給した(する)賃金内訳	区　分	期　間	単　価	8 月 21 日	9 月 21 日	月　　　日	賃金计算方法(欠勤控除计算方法等) についてご記入ください。
				～ 9 月 20 日分	～ 10 月 20 日分	～ 月 日分	
				支給額	支給額	支給額	
	基本給	220,000	10,000	160,000			
	通勤手当	6,000	6,000	6,000			
	住居手当						
	扶養手当						
	手当						
	手当						
	現物給与						
	計		16,000	166,000			

上記のとおり相違ないことを証明します。	平成 27 年 9 月 30 日	担当者氏名	協会 博
事業所所在地	鳥取市扇町58		
事業所名称	協会けんぽ		
事業主氏名	協会 正		

電話 ()

健康保険の給付に関わるよくある相談（その1）

Q.「歯を矯正した場合に保険対象となる場合がありますか？」

- A. 顎変形症など、厚生労働省が定める限られた病気の治療として行われる場合のみ対象となります。
一般に行われる美容としての矯正は保険対象外です。

健康保険の給付に関わるよくある相談（その2）

Q.「入れ歯を失くした場合、保険で再作製できますか？」

- A. 新しく作製してから6か月経過していない場合は、遠隔地への転居により通院が不可能になった場合や、入れ歯の本数が変わった場合等を除き、保険での再作製はできません。自費診療となります。

健康保険の給付に関わるよくある相談（その3）

Q.「歯医者でインプラント治療により、高額の治療費がかかった。健康保険の対象になりますか？」

A. インプラント治療は、先天性の疾患による顎骨の形成不全や、病気や外傷により広範囲にわたり顎骨を欠損している場合を除き、健康保険の対象になりません。歯周病や加齢等による一般的なインプラント治療は全額自己負担になります。

健康保険の給付に関わるよくある相談（その4）

Q.「高校生の息子がアルバイト先でケガをしてしまった。健康保険が適用となりますか？」

A. アルバイトであっても、工作中や通勤途中のケガなどは、労災（通災）保険扱いとなります。管轄の労働基準監督署に保険給付の請求をお願いします。

健康保険の給付に関わるよくある相談（その5）

Q.「眼鏡が保険の対象と聞いたけど本当ですか？」

A. 9歳未満の小児で、「弱視」「斜視」「先天性白内障術後の屈折矯正」の治療用として作成した場合に限り対象となります。

健康保険の給付に関わるよくある相談（その6）

Q.「去年の5月に出産したが、出産一時金の申請を忘れていました。もう請求できないのですか？」

A. まだ請求できます。

健康保険の給付金の時効は2年ですので、出産してから2年以内であれば、高額療養費や傷病手当金など、他の給付金も請求できます。ただし、2年経過してしまうと、時効により請求できなくなります。

健康保険の給付に関わるよくある相談（その7）

Q.「ケガをして、病院を受診したら、協会けんぽから「負傷原因照会書」というものが届きましたが、回答しなければなりませんか？」

A. 健康保険が使えない労災保険の該当となるようなケガ・病気での受診や、別途お届けが必要な第三者行為によるケガによる受診である場合は、別途手続きが必要となりますので、その確認を行うために送付させていただいています。

業務上・通勤災害で健康保険を使用した場合は、一旦、協会けんぽへ医療費（7～9割分）をご返納いただき、その後、管轄の労働基準監督署へ給付の申請をしていただくこととなります。

お手数をおかけ致しますが、保険給付の適正化のため、送付があった際は、ご協力いただきますようお願いいたします。

5. 退職後の健康保険について

◇退職された方・扶養から外れた方は **健康保険証の返却**をお願いします。

加入者の皆様が健康保険証を使用できるのは**退職日、または扶養から外れた日の前日**までです。退職及び扶養から外れた方は健康保険証を、必ずお勤めの事業所へご返却ください。また、資格喪失後は、新たな保険制度（国民健康保険等）に加入し、保険医療機関等を受診される際は、新しい健康保険証を使用していただきますよう、お願いいたします。

資格喪失後に保険証を使用すると…

退職後や扶養から外れた日以降に健康保険証を使用された場合、受診された医療費（総医療費の7割～9割）を、「協会けんぽ」へ返還していただくことになります。

医療費は、事業主や加入者の皆様が負担されている保険料と、国からの補助金でまかなわれています。誤った使用をなくすことが今後の医療費（保険料率）の抑制にもつながります。

◇退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険には、任意継続・国民健康保険・ご家族の健康保険（被扶養者）の3つの方法があります。保険料などから加入される健康保険制度を選択してください。

各健康保険制度の相違点

加入制度	任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 （被扶養者）
手続き先	住所地の協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	- 退職日までに 継続した2ヶ月以上 の被保険者期間があること - 退職日の翌日から起算して 20日以内 に「健康保険任意継続被保険者資格取得届出書」を協会けんぽに提出すること	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください。	ご家族が加入している 健康保険の扶養認定 要件を満たす必要が あります。ご家族を通 じて勤務先にお問い 合わせください。
保険料	- 保険料は退職前に給与から控除されていた額の約2倍です。 ※ 都道府県により金額が若干異なります。また、保険料には上限額があります。鳥取支部の保険料は次頁のとおりです。 - 被扶養者の有無は保険料に影響しません。 - 保険料は原則として2年間変わりません。 ※ 保険料率の改定により変更となる場合があります。	保険料は加入者の世帯 人数や前年の所得など によって、また市区町村 により異なります。詳細 はお住まいの市区町村 の国民健康保険担当課 にお問い合わせください。	保険料負担はありません。

保険料一覧 (H27.5～)

退職時の標準報酬月額	58,000	68,000	78,000	88,000	98,000	104,000	110,000	118,000	126,000	134,000	142,000	150,000	160,000
40歳未満・65歳以上	5,776	6,772	7,768	8,764	9,760	10,358	10,956	11,752	12,549	13,346	14,143	14,940	15,936
40歳以上65歳未満 (介護保険料含む)	6,693	7,847	9,001	10,155	11,309	12,001	12,694	13,617	14,540	15,463	16,386	17,310	18,464
介護保険料額	917	1,075	1,233	1,391	1,549	1,643	1,738	1,865	1,991	2,117	2,243	2,370	2,528

退職時の標準報酬月額	170,000	180,000	190,000	200,000	220,000	240,000	260,000	280,000
40歳未満・65歳以上	16,932	17,928	18,924	19,920	21,912	23,904	25,896	27,888
40歳以上65歳未満 (介護保険料含む)	19,618	20,772	21,926	23,080	25,388	27,696	30,004	32,312
介護保険料額	2,686	2,844	3,002	3,160	3,476	3,792	4,108	4,424

資格喪失日（退職日の翌日）の属する月より保険料が必要です。

任意継続について

■ 加入期間の上限は **2年間** です。

任意継続は次のいずれかの事由に該当したときに限り被保険者資格を喪失します。

- ・ 被保険者が就職して他の健康保険の被保険者資格を取得したとき
- ・ 被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき
- ・ 被保険者が亡くなったとき
- ・ **保険料を納付期限までに納付しなかったとき**

※ 国民健康保険に加入する・家族の被扶養者になるという理由では資格喪失できません。

このような場合は保険料未納により資格喪失をしていただくことになります。

■ 医療機関等での窓口負担は在職中と同じです。

■ 傷病手当金および出産手当金を除き、在職中と同様の給付を受けることができます。

■ 資格取得年月日の属する月から保険料が掛かります。保険料は毎月納付（納付書・口座振替）または前納（6ヵ月・12ヵ月）で納付してください。

【ご家族を被扶養者として手続きする場合】

被扶養者の収入要件と範囲

【60歳未満の方】

年収が130万円未満 かつ
被保険者の年収の1/2未満

【60歳以上の方】

年収が180万円未満 かつ
被保険者の年収の1/2未満

※ 別居の場合は、上記の他に
収入が被保険者からの仕送額より
少ない必要があります。

必要な添付書類一覧

収入がない方を扶養にとる場合でも添付書類が必要です。
学生、未就学児を被扶養者にとる場合は、収入に関する添付書類を省略することができます。

① 該当する区分から1点ご用意ください

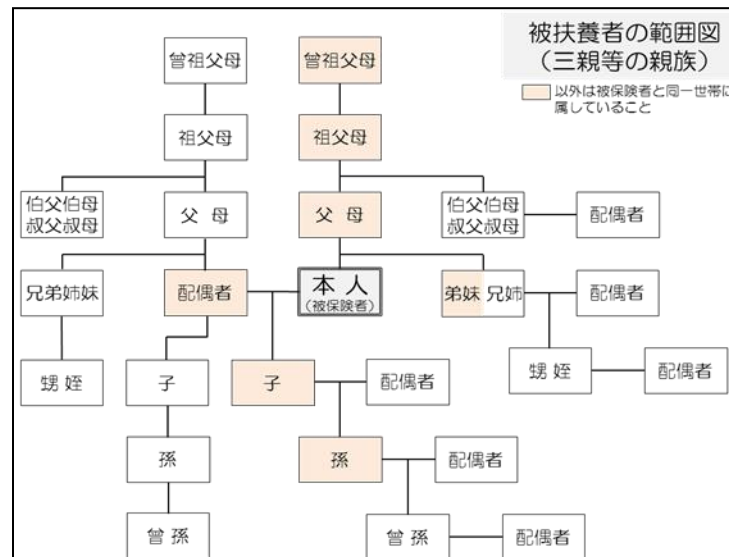
収入がない方	所得証明書・（非）課税証明書
給与収入がある方	直近3ヵ月分の給与明細書の写し
退職した方	離職票・退職証明書 ※雇用保険を受給している場合は雇用保険受給資格証の写しが必要です 一日あたりの雇用保険受給額が60歳未満の方3,612円・60歳以上の方5,000円 以上の場合、雇用保険受給中は扶養認定されません。
年金を受給している方	年金額決定通知書の写し・振込通知書の写し
自営業や農業、不動産 収入等がある方	直近の確定申告書の写し

② 上の図で同一世帯が要件となっていない方で被保険者と別居している場合は、①とは別に被保険者からの仕送りの事実が確認できる書類が必要です。

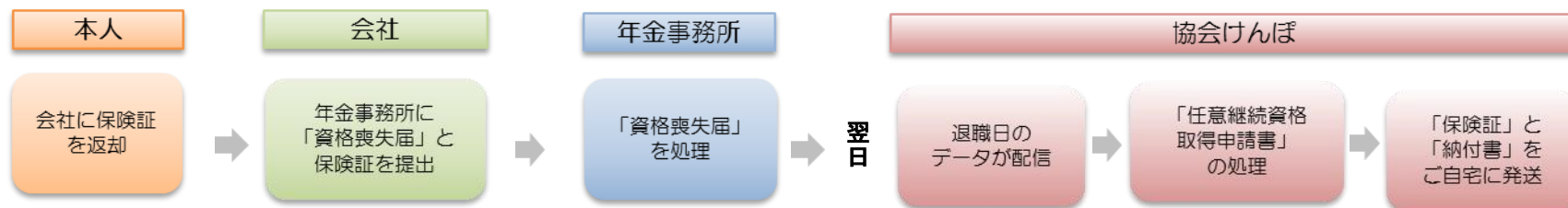
預金通帳の写し・現金書留の控えの写しなど

③ 上の図で同一世帯が要件となっている方は、①とは別にそのことを確認できる書類が必要です。

世帯全員の住民票 （または被保険者と被扶養者の両方を確認できる住民票）



保険証が発行されるまでの流れ



(注) お勤めされていた会社から在職時の健康保険の資格喪失届が提出され、年金事務所での処理を確認した後に保険証を作成しますので、送付までに時間がかかることがあります。

※発送から到着までに2日ほどかかります。

◇保険証が届く前に医療機関にかかった場合

保険証の提示ができないため自費で受診していただくことになりますが、申請をしていただくことで療養費（立替払等）が支給されます。

【申請に必要な書類】

①療養費支給申請書 ②領収(明細)書(原本) ③診療報酬明細書(医療機関等から取り寄せてください)

6. 今後の制度改革について

◇傷病手当金

制度改革の概要

現在、傷病手当金及び出産手当金は、休業前の標準報酬月額を基礎として支給額が決定される仕組みですが、平成28年4月1日より、支給額の基礎となる報酬月額の算定が見直しとなります。

支給額の基礎となる算定方法

- ①支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額
- ②当該期間が12か月に満たない場合は、次の(ア)(イ)のうち、いずれかの少ない額
 - (ア)支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額。
 - (イ)支給を始める日の属する年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額。

◇マイナンバー制導入に伴う健康保険の変更点

療養費・傷病手当金・高額療養費・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料等の健康保険給付申請書の記載事項が変更となる予定ですが、変更時期・変更後の様式は未定です。
現時点では、保険証は変更の予定はありません。